

2018年3月22日
株式会社みずほ銀行

タイ王国 東部経済回廊事務局 (Eastern Economic Corridor Office of Thailand) との業務協力覚書の締結について

株式会社みずほ銀行（頭取：藤原 弘治）は、タイ王国（以下「タイ」）東部経済回廊事務局（Eastern Economic Corridor Office of Thailand、以下「EEC事務局」）との間で企業の投資誘致に関する業務協力覚書（以下「本覚書」）を本日締結しました。なお、EEC事務局が邦銀と業務協力覚書を締結するのは今回が初めてとなります。

EEC事務局は、国策としてタイ東南部で総額1.7兆バーツ（約6兆円）の投資を通じ、インフラの整備やロボット産業、次世代自動車産業など10の重点産業を誘致・育成する東部経済回廊開発（以下「EEC開発」）の推進を担う政府機関です。

タイ政府は、東部経済回廊地域（以下「EEC地域」）への海外投資を促進させるため、新たな投資への優遇措置や、空港や高速鉄道などのインフラ開発を進めています。また、本年2月には、EEC開発計画を法制化する東部経済回廊法が国民立法議会で可決されており、今後も、海外からさらなる投資が見込まれています。

本覚書は、EEC地域への投資を検討している企業への情報提供、サポートを図ることを目的としており、企業の進出・誘致にかかわる相互協力に取り組んでいきます。

〈みずほ〉は、2015年3月のバンコック支店イースタンシーボード出張所、2017年4月のバンコック支店プノンペン出張所の開設など、タイを中心とした経済成長が著しいメコン川流域経済圏でのビジネス展開を強化しています。本覚書の締結を通じて、お客様の事業拡大ニーズをきめ細かくサポートするとともに、タイの経済発展にも貢献していきます。

以 上